2141

第7号様式(第9条関係)
(その1)

平成 30 年分
(平成　年　月　日開催分)

収支報告書

「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。

政治団体の区分	
□	政党
□	政党の支部
□	政治資金団体
□	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
✓	その他の政治団体
□	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□	2以上の都道府県の区域等
✓	同一の都道府県の区域内

(フリガナ)

1. 政治団体の名称　シンコウカイ　伸幸会
2. 主たる事務所の所在地　大阪府堺市西区鳳南町5丁711番地5
3. 代表者の氏名　馬場 伸幸
4. 会計責任者の氏名　米田 晃之

事務担当者の氏名
千原 裕子
(電話) 072-274-0771
(電話)

資金管理団体の指定の有無	
✓	有
□	無

衆議院大阪府第17選挙区 (選挙区)
公職の種類 衆議院議員 (現)・候
資金管理団体の届出をした者の氏名 馬場 伸幸

国会議員関係政治団体の区分	
✓	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
✓	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 馬場 伸幸
公職の種類 衆議院議員 (現)・候

受付
平 31. 3. 22
大阪府選挙管理委員会

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

区分	団体コード	年分	異動	届出年月日	国会議員団体区分	解散年月日	告示用コード
	SB0165	H30		H310322		H	H100540

(その2)

収 支 の 状 況

1　収支の総括表

収　　入　　総　　額	3,893,345
（前年からの繰越額）	1,443,343
（本年の収入額）	2,450,002
支　　出　　総　　額	3,697,031
翌　　年　　へ　　の　　繰　　越　　額	196,314

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　　額	0
員　　数	0

(2) 寄　　附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金　　額	備　　考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	2,450,000	
小　計(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	2,450,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合　　計 (ア＋イ)	2,450,000	

（その6）

(6)　その他の収入

摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
1件10万円未満のもの	2	
合計	2	

(その7)

(7) 寄　附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人　2. 法人その他の団体　(3.) 政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　額	年月日	住所（団体にあっては、 主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備　考
日本維新の会　国会議員団	1,000,000	H30.6.29	東京都千代田区永田町2-17-3-503	馬場伸幸	
大阪維新の会	450,000	H30.10.25	大阪市中央区島之内1-17-16 三栄長堀ビル2F	松井一郎	
日本維新の会　国会議員団	1,000,000	H30.12.10	東京都千代田区永田町2-17-3-503	馬場伸幸	
この頁の小計	2,450,000				
その他の寄附	0				
合　計	2,450,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考
1. 経常経費		
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	73,669	
(4) 事務所費	68,040	
小計	141,709	
2. 政治活動費		
(1) 組織活動費	1,071,350	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	24,900	
(ア機関紙誌の発行事業費)	0	
(イ宣伝事業費)	24,900	
(ウ政治資金パーティー開催事業費)	0	
(エその他の事業費)	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	2,450,000	
(6) その他の経費	9,072	
小計	3,555,322	
合計	3,697,031	

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分 (3)備品・消耗品費			(消耗品費)
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては，主たる事務所の所在地)	備考
消耗品	11,854	H30.6.21	キャノンマーケティングジャパン㈱	東京都港区港南2-16-6	
この頁の小計	11,854				
その他の支出	61,815				
合計	73,669				

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分 (4)事務所費			(借料損料)
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては，主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	48,600				
合計	48,600				

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分 (4)事務所費 （ 通信費 ）			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	19,440				
合計	19,440				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費			（会費）
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
会費	30,000	H30.2.27	日本維新の会東京総支部	東京都千代田区永田町2丁目17番地17号アイオス永田町2階	
〃	30,000	H30.4.20	〃	〃	
〃	20,000	H30.11.26	長島昭久を育てる会	東京都立川市錦町2-2-5 アオイビル3F	
〃	30,000	H30.11.27	日本維新の会東京総支部	東京都千代田区永田町2丁目17番地17号アイオス永田町2階	
〃	30,000	H30.12.27	〃	〃	
この頁の小計	140,000				
その他の支出	0				
合計	140,000				

（その15）

（3） 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費			（旅費交通費）
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
タクシー代（チケット）	25,060	H30.2.28	東京四社営業委員会	東京都中央区日本橋本町4-15-11市橋ﾋﾞﾙ7F	
〃	90,670	H30.3.27	〃	〃	
〃	98,220	H30.4.26	〃	〃	
〃	53,540	H30.6.11	〃	〃	
〃	84,040	H30.7.2	〃	〃	
〃	86,550	H30.7.24	〃	〃	
〃	67,910	H30.8.23	〃	〃	
〃	34,530	H30.9.19	〃	〃	
〃	32,040	H30.10.26	〃	〃	
〃	93,980	H30.11.29	〃	〃	
〃	70,370	H30.12.26	〃	〃	
〃					
この頁の小計	736,910				
その他の支出	2,740				
合計	739,650				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費			(交際費)
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては，主たる事務所の所在地)	備考
生花代	16,740	H30.1.10	㈲国会花苑	東京都千代田区永田町1丁目7番1号	
〃	10,800	H30.2.8	〃	〃	
〃	11,340	H30.4.9	〃	〃	
〃	10,800	H30.5.10	〃	〃	
〃	48,600	H30.7.4	〃	〃	
〃	10,800	H30.8.9	〃	〃	
〃	22,140	H30.9.7	〃	〃	
〃	16,740	H30.10.15	〃	〃	
〃	16,740	H30.11.7	〃	〃	
〃	21,600	H30.12.7	〃	〃	
この頁の小計	186,300				
その他の支出	5,400				
合計	191,700				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 宣伝事業費			（ 印刷製本費 ）
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
葉書印刷代	24,900	H30.2.19	大槻ﾃﾞｻﾞｲﾆﾝｸﾞ㈱	東京都江東区牡丹3-28-1 1F	
この頁の小計	24,900				
その他の支出	0				
合計	24,900				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄附・交付金			（寄附）
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
寄附	1,000,000	H30.6.29	日本維新の会衆議院大阪府第17選挙区支部	大阪府堺市西区鳳南町5-711-5	
〃	450,000	H30.10.25	〃	〃	
〃	1,000,000	H30.12.10	〃	〃	
この頁の小計	2,450,000				
その他の支出	0				
合計	2,450,000				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 その他の経費 （ 雑費 ）			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては，主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	9,072				
合計	9,072				

（その17）

1 資産等の総括表

資　産　等　の　状　況

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☑	／

（その20）

宣　誓　書

添 付 書 類（別紙のとおり）

1. 領収書の写し

2. 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3. 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 31 年 3 月 22 日

政治団体の名称　伸　幸　会

会計責任者の氏名　米　田　晃　㊞

解散の場合のみ下欄を記入すること

（代表者の氏名　　㊞）

（備考）1「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2（代表者の氏名）欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

平成31年3月20日

伸幸会
代表　馬場　伸幸　殿

政治資金監査人　
登録番号第　2655　号
研修終了年月日　平成21年5月8日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、伸幸会の平成３０年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、伸幸会の主たる事務所（堺市西区鳳南町5-711-5）おいて行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

伸幸会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。
また、伸幸会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上